

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 24 日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

- 富山県行政組織規則の一部を改正する規則 1
- 富山県医療法施行規則の一部を改正する規則 2

訓 令

- 富山県事務決裁規程及び富山県文書管理規程の一部を改正する訓令 3
- 富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 4

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 5 号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次、第24条第 8 号、第80条第 9 号の 8、第 4 章第 2 節第 9 款の 8 の款名及び第 111条の14中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第 111条の15の表以外の部分中「近代美術館」を「富山県美術館」に改め、同条の表中「富山県立近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第 111条の16中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第 111条の17第 1 項第 3 号中「近代美術館運営委員会」を「富山県美術館運営委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の出先機関の名称	この規則の施行後の出先機関の名称
近代美術館	富山県美術館

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる出先機関の主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
近代美術館長	富山県美術館長
近代美術館副館長	富山県美術館副館長
近代美術館学芸課長	富山県美術館学芸課長
近代美術館学芸課係長	富山県美術館学芸課係長
近代美術館普及課長	富山県美術館普及課長
近代美術館普及課係長	富山県美術館普及課係長

(人 事 課)

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 6 号

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則

富山県医療法施行規則（平成11年富山県規則第38号）の一部を次のように改正す

る。

様式第31号の備考の1の(7)中「公認会計士等」を「医療法第51条第2項の医療法人にあっては、公認会計士等」に改め、同様式の備考の1の(7)を同様式の備考の1の(8)とし、同様式の備考の1中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

- (5) 医療法第51条第1項に規定する関係事業者との取引がある医療法人にあっては、当該関係事業者との取引の状況に関する報告書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県医療法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(医 務 課)

~~~~~  
**訓 令**  
~~~~~

富山県事務決裁規程及び富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年3月24日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第1号

本 庁
出先機関

富山県事務決裁規程及び富山県文書管理規程の一部を改正する訓令
(富山県事務決裁規程の一部改正)

第1条 富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表生活環境文化部文化振興課の項出先機関の長専決事項の欄中

「

」を「

」に、「富山県立近代美術館条例」を「富山県美術館条例」に改める。

(富山県文書管理規程の一部改正)

第 2 条 富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「

 近美」を

「

 県美」に改める。

附 則

この訓令は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(人 事 課)

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年 3 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 2 号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県職員安全衛生管理規程（昭和62年富山県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

附 則

この訓令は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(人 事 課)